

## 港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方の改定について

### 1 使用料の基本的な在り方

地方公共団体は、地方自治法第244条第1項により、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。」と規定され、公の施設の設置は自治体の役割として明確にされている一方、使用料については、同法第225条で「公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と自治体の裁量とされており、その場合は同法第228条第1項により「使用料（略）に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定されています。

以上のとおり公の施設は、区民福祉の向上のために整備するものであることから、使用料は必ずしも施設の利用者から徴収しなければならないものではありませんが、仮に使用料を無料とした場合、利用者が増加することで施設を利用できない区民が生じるなど、施設運営に支障をきたすことが懸念されます。また、施設経費の全てを区の税金で賄うことになるため、施設を利用しない区民の不公平感につながります。

区民の税負担の公平性を確保しながら、施設利用を促していくためには、利用者からの適切な使用料の徴収が引き続き必要です。

使用料の算出にあたっては、例えば、使用料を過度に高くすると、経済的に余裕のない人が施設を利用できなくなる恐れがあり、使用料を過度に低くすると、混雑によって本来利用したい人が利用できなくなる可能性があります。公の施設は、多くの区民にあまねく利用されてこそ、「住民福祉の増進」という本来の目的を達成できるものであり、そのためには使用料の適切な算出及び設定が求められます。

区の施策の推進と利用者の適切な負担との両立を図り、公の施設を設置している趣旨に沿った使用料とするため、「多くの区民が施設を利用しやすく、区民福祉の向上を実現する使用料」を在り方として掲げ、使用料の算出方法を定めることとします。

### 2 使用料算出の基本事項

#### (1) 適用対象

公の施設を対象とします。ただし、図書館や区営住宅、保育園、幼稚園、駐車場など、法令や別途の基準、考え方等により費用負担が定められている施設は除きます。

#### 【対象施設】

- |            |            |              |            |
|------------|------------|--------------|------------|
| ・ 伝統文化交流館  | ・ 区民センター   | ・ 区民斎場       | ・ 産業振興センター |
| ・ いきいきプラザ  | ・ 健康増進センター | ・ 男女平等参画センター | ・ 学校施設     |
| ・ 生涯学習センター | ・ 生涯学習館    | ・ スポーツセンター   | ・ 運動場      |
| ・ 武道場      | ・ 郷土歴史館    | ・ 箱根ニコニコ高原学園 | ・ みなと科学館   |

## (2) 利用者負担とする経費

施設の建設費等の初期費用（イニシャルコスト）は区の負担とします。

施設の運営・維持管理に係る費用（ランニングコスト）のうち、光熱水費や施設管理経費は利用者負担とし、利用者の利用に直接関係しない事業運営費や一時的に発生する修繕費は区の負担とします。

なお、所作台や平台、ピアノ、夜間照明、仮安置施設など、特定の方が利用する付帯設備については、別途使用料を定めることができることとします。

## (3) 同種施設における使用料

同種施設を複数設置している施設については、施設の規模や運営主体等によって運営・維持管理に係る経費に差があるものの、施設間で提供されるサービスに大きな違いは無いことから、使用料の均一化を図る必要があります。

利用者負担の公平性を確保するため、施設ごとに使用料を算出するのではなく、施設間で使用料に差が生じないように統一的な単価を設定して使用料を算出することとします。

## (4) 使用料の減額・免除

公の施設は、「住民福祉の増進」を目的としていることから、子どもや高齢者、障害者など、社会的に援護が必要な人や福祉施策推進のために、個人や団体に対して使用料の減額や免除を行うことができることとします。

## (5) 区民以外に対する使用料

区が設置する公の施設は、施設の目的や運営状況に応じ、区内在勤者など区民以外の人の利用に供することができます。その場合には、条例等により、申込期間や使用料において区民との違いを設けることができることとします。

## 3 使用料の算出基礎

使用料の算出基礎は、施設利用に係る職員人件費、光熱水費及び施設管理経費を合算したものの（以下「所要経費」といいます。）とします。

用地取得費、建物建設費（減価償却費を含みます。）、高額な備品購入費（減価償却費を含みます。）、初度調弁に要する経費、投資的経費に属する工事費、修繕費、事業運営費、別途使用料を求める付帯設備の経費等は算入しません。

### 【算出基礎として算入する経費】

#### ①人件費

利用者の施設利用に要する業務量から必要となる職員数を算出し、給与所得者の平均給与を乗じて算出します。

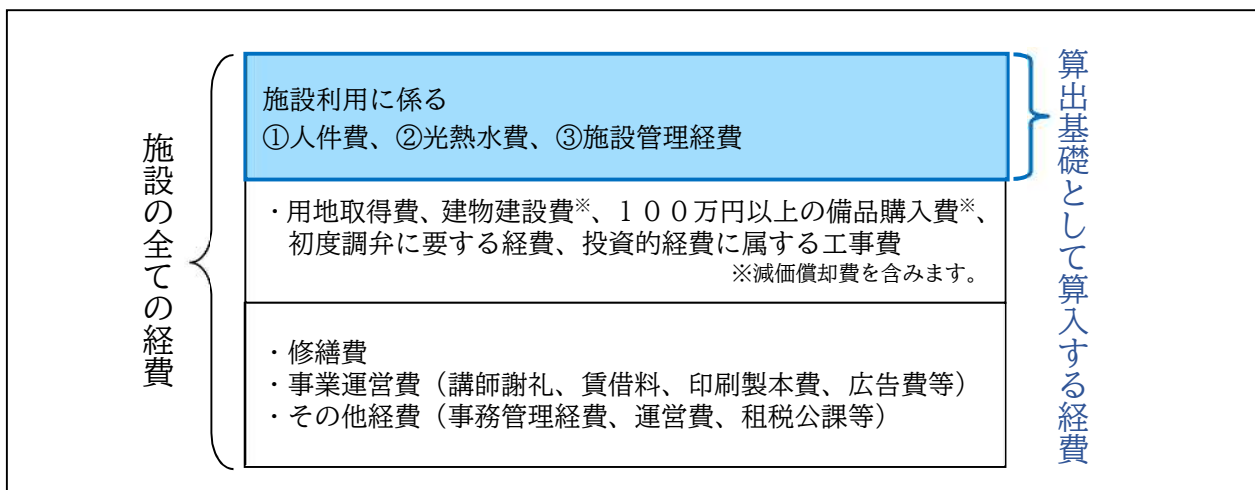
#### ②光熱水費

電気料金、ガス料金、水道料金等のほか、複合施設における負担金を含みます。

#### ③施設管理経費

施設の保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等を含みます。

## 【算出基礎のイメージ】



## 4 使用料の算出方法

### (1) 所要経費の算出

#### ア 人件費

人件費については、利用者の施設利用に要する業務量から必要となる職員数を算出し、給与所得者の平均給与を乗じて算出します。

#### 【算出式】

$$\text{人件費} = \text{施設利用のために必要な職員数}^*1 \times \text{給与所得者の平均給与}^*2$$

- \* 1 : 施設利用のために必要な職員数 = 必要となる業務時間<sup>3</sup> ÷ 職員 1 人当たりの勤務時間
- \* 2 : 給与所得者の平均給与は、国税庁「民間給与実態統計調査」を活用します。
- \* 3 : 必要となる業務時間は、業務量調査を実施し、施設の用途別に定数を定めます。

#### イ 光熱水費及び施設管理経費

光熱水費及び施設管理経費については、直近5か年度の決算額の平均値とします。

ただし、自然災害等の影響によって、通常の運営ができなかった年度がある場合は、当該年度の決算額を除いた年度の平均値に基づき算出します。

なお、開設から5か年度経過していない施設又は新たに開設する施設については、原則、使用料改定の対象外とします。

#### ウ 施設利用に係る経費を特定できない場合の算出方法

複数の用途（ホールや集会室など）を有する施設については、光熱水費など、用途別に要した経費を特定できないことがあります。その場合は、施設全体の経費に対し、その用途に係る占有面積や開館時間等を考慮した上で、<sup>あん</sup>按分により算出することとします。

#### 【算出式】

<所要経費>

$$\text{分離可能経費}^*1 + (\text{分離不能経費}^*2 \times \text{当該施設占有面積} \cdot \text{開館時間等による}^{\text{あん}}\text{按分率})$$

- \* 1 : 分離可能経費とは、施設利用に係る経費として特定できる経費をいいます。
- \* 2 : 分離不能経費とは、施設利用に係る経費を面積<sup>あん</sup>按分以外の方法で算出できない経費をいいます。

## (2) 個人利用の施設の使用料

個人で利用する施設の使用料（スポーツセンターの個人利用など）については、年間所要経費を各施設の規模や機能から算出した年間利用可能人数で除し、利用者1人당りに要する経費を求めて使用料とします。

【算出式】

$$\frac{\text{年間所要経費（人件費+直近5か年度の光熱水費及び施設管理経費の平均値）}}{\text{年間利用可能人数（施設の規模や機能から1年間に利用可能な最大人数を算出）}}$$

## (3) 団体利用の施設の使用料

主に団体で利用する施設の使用料（ホールや集会室の貸室など）については、利用面積から算出することとし、施設ごとに1㎡・1時間当たりの単価を求め、利用時間に当該施設の面積を乗じて算出します。

【算出式】

$$\frac{\text{年間所要経費（人件費+直近5か年度の光熱水費及び施設管理経費の平均値）}}{\text{当該施設面積} \times \text{年間稼働時間（直近5か年度の開館日数} \times \text{開館時間の平均値）}}$$

※野球場及びテニスコートは、年間稼働時間に替えて利用時間<sup>あん</sup>で按分します。

## (4) 同種施設における使用料

同種施設を複数設置している施設については、個人利用及び団体利用の使用料の設定に当たり、4(2)及び(3)で算出した単価の中で、最も安価な施設の1㎡・1時間当たりの単価を統一単価として使用料を算出します。

## (5) 子どもが利用する場合の使用料

トレーニングルーム及びプールを有する施設における子ども料金は、最も子どもの利用が多いスポーツセンターの料金を上限とします。

なお、使用料の改定に伴い、スポーツセンターの子ども料金に変更が生じる場合は、他の施設も同様に変更します。

## (6) 指定管理者制度導入施設の利用料金

指定管理者制度導入施設において利用料金制を採用する場合、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」といいます。）に基づいて算出した使用料を、利用料金の上限額とします。

## (7) 使用料算出の特殊な例

施設の主目的が貸室ではないため所要経費を正確に算出することが困難な場合、施設の利用実績に応じて光熱水費等が大きく増加する場合、特別展示室のように企画の内容に応じて特別な経費を要する場合など、前述の算出方法では使用料の客観性や公平性を確保することが困難な施設については、使用料の改定の際、別途算出方法を定めるとします。

【参考：平成29年度使用料改定等の際に独自に算出した施設】

・区民斎場 ・学校施設 ・郷土歴史館 ・箱根ニコニコ高原学園 ・みなと科学館

## 5 使用料の改定手順

### (1) 改定時期

使用料については、適正な利用者負担とするため、維持管理経費の変動や施設の運営状況などを考慮しつつ、社会経済情勢等を鑑みながら、定期的に改定の必要性を検討する必要があります。

そのため、使用料の改定は、原則、前回改定から5年後に実施することとし、その前年度に各施設の使用料の再計算を行い、改定実施の要否を判断することとします。

### (2) 改定の要否判断

使用料の安定性を確保するため、同種施設ごとに設定した $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの単価について、現行の単価と再計算した単価とのかい離がおおむね $\pm 10\%$ を超えない場合には、原則、改定を実施しないこととします。

### (3) 激変緩和

使用料を改定する際、新たに算出した使用料と現行の使用料との間に相当の差がある場合、極力区民に負担がかからないよう、同種施設ごとに設定した $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの単価について、現行の単価と再計算した単価とのかい離がおおむね $20\%$ を上限とします。

## 6 基本的な考え方の適用

改定後の基本的な考え方については、次回の使用料の改定から適用することとします。なお、初回に限っては、人件費の統一化や利用者の負担範囲を見直すなど、使用料の算出方法を抜本的に変更したことから、全ての施設において、 $\pm 10\%$ の改定見送り幅は設けないこととします。また、激変緩和措置については、各施設の使用料の算出結果を踏まえ、使用料の安定化と区民負担の軽減の必要性を比較した上で、適用の有無を判断することとします。

また、次回の使用料改定以前に、施設の新設や改築、移転などにより新たな使用料を設定する場合は、改定前の基本的な考え方に基づいて使用料を算出することとします。